

四日市市立図書館 資料収集方針

第1 目的

四日市市立図書館は、資料収集と蔵書構成に関して、次の方針を基本的事項として示すものである。

第2 基本方針

公共図書館の社会的役割と利用者各層の学習要求を十分認識し、「図書館の自由に関する宣言」[1979年5月30日(社)日本図書館協議会総会決議]を順守し、幅広く資料を収集する。

なお、資料の選択にあたっては、以下の点を基本方針とする。

1. 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
2. 人権及び同和関係図書は積極的に収集し、充実を図るように努める。
3. 著作者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除しない。
4. 図書館の個人的な関心や好みによって、資料を選択しない。
5. 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、収集すべき資料を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制をしない。
6. 図書館の収集した資料が、どのような思想や主張をもっていようとも、それは図書館及び図書館員が支持することを意味しない。

第3 収集基準

以下の各項に掲げる方針に基づき、資料を収集する。

- | | |
|----------|--------------|
| 1. 成人図書 | 6. 移動図書館用資料 |
| 2. 参考図書 | 7. 新聞・雑誌 |
| 3. 地域資料 | 8. 障害者サービス資料 |
| 4. 外国語図書 | 9. 郷土作家資料 |
| 5. 児童図書 | 10. その他 |

1. 成人図書

- (1) 人文・社会・自然科学の基本図書を収集する。
- (2) 職業的実務や日常生活に役立ち、趣味を生かすような実用書の収集に努める。
- (3) 政府刊行物は、その重要なものを受入れる。
- (4) 主な文学賞等の受賞図書とベストセラーは、可能な限り収集する。
- (5) 個人全集のうち、少なくとも物故者については、可能な限り一種類の全集を備え付けるように努める。
- (6) 体系的にまとめられ、資料的価値が高いと判断される全集、講座類は可能な限り収集する。
- (7) 学習参考書及び資格取得参考書（問題集）の類は、原則として収集しない。
- (8) 豪華本・限定版図書など高価格のものについては、特に厳選する。

2. 参考図書

- (1) 調査研究のために必要とする情報を収めた、基本的な参考図書を収集する。
 - ア. 百科事典は、大型のものを優先的に収集する。
 - イ. 各主題の専門事典・辞典・便覧・ハンドブック類は、NDCの綱（100区分）の該当主題を取り扱ったものを、可能な限り収集する。
 - ウ. 年鑑は、NDCの綱の該当主題を取り扱ったものを、重点的に収集する。
 - エ. 政府刊行物の白書は、可能な限り収集する。
 - オ. 地図類は、可能な限り新版を収集し、信用のおけるものにとどめる。
 - カ. 統計表は、広範な内容をもつ統計資料を優先して収集し、基本的な内容を持つものにとどめる。
 - キ. 各国語の辞書は、広範にわたって収集する。
 - ク. 法令集は、国の法律・政令・規則などを網羅的に収めたものを収集する。
- (2) 調査相談業務を行う上で必要な書誌・書目解説・索引・抄録などを収集する。

3. 地域資料

四日市市及び三重県の行政・歴史・人物・産業・文化などに関する資料を、可能な限り収集する。

(1) 行政資料

四日市市、三重県、北勢地方の市町及び各行政機関が発行する行政資料は、可能な限り収集する。その他の市町村が発行する行政資料は、必要に応じて収集する。

(2) 歴史資料

四日市市及び三重県に関する歴史資料は、可能な限り収集する。

(3) 人物・その他資料

- ア. 四日市市出身及び在住の著作者の著作は、可能な限り収集する。
- イ. 四日市市及び三重県を題材とした著作は、可能な限り収集する。
- ウ. 四日市市内の各種団体・機関・会社などの刊行物は、可能な限り収集する。
- エ. 三重県出身及び在住の著作者の著作は、必要に応じて収集する。
- オ. 三重県内の人名録・電話帳・住宅地図は、必要に応じて収集する。
- カ. 三重県内の大学・博物館・美術館・その他教育研究機関などの刊行物は、可能な限り収集する。

4. 外国語図書

国内外で出版される日本関係図書及び各国の文学作品等のうち、親しみやすいものを選択し収集する。

5. 児童図書

日常の児童サービスの中で、子どもを知り、子どもの本を知る努力を行うことを前提とし、子どもにとって楽しい、質の高い図書を幅広く選択し収集する。

- (1) 各年齢の子どもたちに合った基本図書を、可能な限り収集する。
- (2) 参考図書は、各部門にわたって可能な限り収集するとともに、新しい内容のもの充実努める。
- (3) 子ども向けに書かれた実用書を収集する。原則、漫画は、学習漫画など教育的なものに限って収集する。
また、学習参考書や受験問題集は収集しない。
- (4) 新聞・雑誌は、内容を十分考慮して収集する。
- (5) わが国の伝統的な児童文化のひとつである紙芝居は、可能な限り収集する。
- (6) 子どもの本の研究資料も、可能な限り収集する。

6. 移動図書館用資料

利用者の要求に沿い、教養の向上、レクリエーション、情操の育成に役立つものをはじめ、読書普及、利用者の拡大のために必要な資料を収集する。

学習参考書・資格取得参考書（問題集）及び新聞は原則として除き、各分野にわたって広く収集する。

- (1) 定評ある作家の作品及び主な文学賞等の受賞図書は、可能な限り収集する。なお、ベストセラーは速やかに収集する。
- (2) 実用書はわかりやすく正確に書かれ、利用者の生活に適応した内容のものを収集する。
- (3) 児童図書は「5. 児童図書」の収集方針に準ずることとする。

7. 新聞・雑誌

- (1) 新聞は、主要全国紙・中部圏または三重県を対象としたブロック紙を収集し、三重県内を対象にしたローカル紙は可能な限り収集する。
- (2) 前項のうち、全国紙とブロック紙の三重県版及びローカル紙は、原紙状態で保存するため製本する。
- (3) 専門紙・機関紙などは、可能な限り寄贈を受けて収集する。
- (4) 国内発行の商業出版誌は、利用が見込まれる各主題領域の代表的な雑誌を収集する。
- (5) 三重県内所在の団体及び個人が発行する雑誌は、可能な限り収集する。
- (6) 政府刊行誌（紙）・学術雑誌・広報誌（紙）などは、可能な限り寄贈を受けて収集する。
- (7) 英字新聞・英字雑誌など諸外国紙（誌）は、必要に応じて収集する。
- (8) 新聞・雑誌の収集にあたっては、継続性を重視し、購入の選定は慎重に行う。

8. 障害者サービス資料

- (1) 市販の録音資料・点字資料は、比較的利用度の高いものを厳選して収集する。また、図書館が作成する資料は、利用者の希望するものを中心に、作成委託により収集する。なお、広域的に活用するため、他館が所蔵するものと重複しないようにする。
- (2) 大活字本の収集に努める。

9. 郷土作家資料

本市出身作家及び本市にゆかりの作家の著作を、広く収集・保存・展示するように努める。

10. その他

1～9以外の資料で、館長が必要と認めるものについては、可能な限り収集する。

附則1 平成 9年 6月改定

附則2 平成16年 3月改定

附則3 平成26年12月改定

附則4 令和 2年 9月改定